

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 24 日

高 松 国 税 局 長

記

公売の 日 時	公売の開始及び 締切の日時	令和 7 年11月 5 日 8 時30分から 令和 7 年11月11日 17時00分まで
公 売 の 場 所		高松国税局
公 売 の 方 法		期間入札（物件情報 P D F に記載する売却区分ごとに売却する。）
公売保証金の納付期限		令和 7 年11月11日